役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人みんなのお世話(以下「この法人」という。) の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し 必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
 - (2)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の 利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用 とは明確に区分されるものとする。
 - (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び 手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給 するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されて いる役員等に対しては、報酬等は支給しない。
 - (1) 理 事 報酬
 - (2) 評議員 報酬
 - (3) 監事報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等に対する報酬等の額は、別表1に掲げる額とする。

(報酬等の支給方法)

- 第5条 役員等に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設 運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本 人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出 のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用 を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号 に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、 別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- この規程は、平成26年3月30日から施行する。
- この規程は、平成29年6月14日から施行する。

別表 1

役職	報酬(日額)	備考
理事	10,000円	理事会等会議への出席、その他、法
		人・施設業務のための出勤
評議員	10,000円	評議員会への出席、その他、法人・
		施設業務のための出勤
監事	10,000円	監事監査等への出席、その他、法
		人・施設業務のための出勤